

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、山梨県の南東部に位置し、南部には富士箱根伊豆国立公園の一部を形成する日本の最高峰「富士山」を擁し、この富士山を水源とする湧水を起源に相模川（桂川）が市の東側を南北に流れている。

本市の総面積は12,174haであり、そのうち森林面積は8,516haで、総面積の70%を占めている。そのうち民有林面積は8,502haで、そのうちアカマツ、カラマツを主体とした人工林の面積は5,463haで、人工林率は64%である。

本市においては、自然公園法による制限を踏まえる中で、観光や保健休養、また歴史や文化、自然特性等、地域の特性を生かした森林施業を行う必要がある。しかし、林業は依然として厳しい環境の中にあることから、地域における森林施業の共同化をより一層、推進していく必要がある。また、森林資源の利用を促進することが森林施業・整備の活性化につながることから、木質バイオマスエネルギーの利用促進を図る。

一方、近年は集中豪雨等の異常気象が多発しており、土砂災害や倒木による被害の危険性が高まっていることから、防災対策としての森林整備が必要となっている。

なお、木材価格の下落などによる林業の低迷により、森林所有者の森林への関心が低下し、森林境界、森林所有者が不明な森林が増加しつつあることなど、新たな課題が生じていることから、平成31年度から始まる森林経営管理制度により適切な森林管理を推進していく必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の確保を図りつつ、森林施業の集約化及び作業路網の充実により人工林資源を積極的に活用するため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施及び健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

具体的には、水源のかん養、山地災害の防止、土壌の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材生産の各機能の発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮した森林整備を行う観点から、それぞれの森林が発揮することを期待されている機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおりとする。

①水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

②山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学

びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

⑤文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

⑦木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

この望ましい森林資源の姿を踏まえ育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の保全及び管理等に加え、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣害被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

人工林が多く、かつ比較的傾斜が緩く林業経営に適した森林は、積極的に施行集約化を行い路網整備し、需要に応じた木材生産を行う森林を目指す。一方、天然林や林業経営に向かない人工林は、公益的機能の発揮を重視した、多様な樹種構成や齢級構成の森林を目指す。特に、人家や主要道路周辺の森林は、防災機能の高い森林を目指す。

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的考え方及び森林施業の推進方策は次のとおりとする。

①水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を実施する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

②山地災害防止機能／土壤保全機能

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

③快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

④保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど

の多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

⑤文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の適切な管理を推進することとする。

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施をする。この場合、木材資源を需要に応じて安定的に供給するために、積極的に施業の集約化や作業路網の開設、機械化を通じた効率的な森林整備の実施を図るものとする。

平成30年度に成立した森林経営管理法に基づく森林経営管理制度が平成31年度から始まることから、計画的に森林所有者の意向調査を実施し、所有者自ら管理経営ができない森林については市が森林経営管理権を設定し、林業経営に適した森林については意欲と能力がある林業経営体に林業経営を委ねることにより、適切な森林整備を推進する。自然的条件等に照らして林業経営が困難な森林については、森林環境譲与税を活用し、市が森林管理を行うものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

現在、市内の森林は人工林主体に資源が充実してきており、適正な森林施業の実施が喫緊の課題となっている。そのため、フォレスタ、森林施業プランナー、県、森林組合、林業事業者等、森林所有者、市等で相互に連絡を密にして、意欲と能力を有する者による森林施業の集約化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

森林施業の中心になる森林組合、林業事業者等は森林所有者に対して、積極的に施業を提案することを通じて、長期受委託契約による施業の集約化を進め、森林経営計画に基づく一体的かつ計画的な森林施業の推進を図るものとする。また、平成31年度から始まる森林経営管理制度を活用し、森林組合等と緊密な連携を図りながら森林所有者の探索や意向調査を行う。平成30年度までに整備した林地台帳については、登記情報や森林所有者からの申し出等による所有者情報の更新等、適切な運用を行う。

一方、林道や林業専用道からの距離が短い森林については、森林作業道等（搬出路）の整備状況に応じて、利用間伐を実施する。また、今後伐期の長期化に伴い、高齢級の間伐や抜き切りが増加することが見込まれるため、作業路網を整備し、木材を搬出できる体制を整える。作業路網については、主伐時の搬出にも活用することを前提として作設を行い、簡易で丈夫な森林作業道への転換を図る。

主伐後の伐採跡地はこれまで人工植栽を基本としてきたが、造林コストの縮減等や多様な森林の造成の観

点から、天然力を活用した更新も実施する。

人工植栽地については、その後適時適切な間伐を実施し、林内照度を確保して下層植生の生育を促す。

上記の森林施業を推進するにあたっては、現場に応じた低コスト・効率的な作業システムの確立を図る必要があり、森林組合を中心に森林所有者、フォレストラー、森林施業プランナー、林業普及指導員、林務環境事務所職員、市林務担当職員の連携のもと最適な施業方法を選択する。

さらには、適時適切な森林施業を進めるためには、できるだけ所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから国、県の補助事業について積極的な活用を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	種 類								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ シラベ	その他 針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他 広葉樹
							用材用	その他	
本市 全域	年 40	年 45	年 40	年 40	年 50	年 70	年 30	年 15	年 50

※標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地が再び立木竹となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配慮に考慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け適切な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木材積を維持するものとする。

なお、立木の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案すること。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を

行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

人工林の生産目標ごとの主伐時期は、次表を参考にすること。

樹種	生産目標	期待径級 (cm)	主伐の時期 (年)
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

3 その他必要な事項

- ①木材等生産機能維持増進森林は、木材を安定的かつ効率的に供給することをその主な目的としており、継続的に伐採を行い木材を生産する必要がある。一方で、木材等生産機能維持増進森林に指定されている森林においても、林地崩壊や流木被害のおそれがある場合は、極力伐採を控えるようにし、急傾斜地では大面積皆伐を避け、択伐等を行う。
- ②林業経営を主目的としない森林においては、動物の生息地を確保する観点から、伐採の際に枯損木の残存に配慮する。また、人工林については強度の抜き伐りを実施すること等により針広混交林化、広葉樹林化を図るものとする。
- ③河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努める。
- ④伐採時に発生する枝条等については、林地からの搬出に努め、木質バイオマスとして利用するなど適切に処理するものとし、流木被害の一因とならないよう十分留意する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、トウヒ、クリ、キハダ、ミズナラ、カエデ、ケヤキ、コナラ、クヌギ、ブナ

※上に定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

なお、スギを植栽する場合は花粉症対策苗木の利用に努めるものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の対象樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数は次のとおり定める。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000~4,000	
ヒノキ		3,000~4,000	
アカマツ		4,000	
カラマツ		2,000~3,000	
シラベ、モミ、トウヒ		3,000	
広葉樹		3,000~6,000	

※複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽すること。

また、定められた標準的な植栽本数と大幅に異なる本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理する。 傾斜地では、表層土壌の浸食、流亡を抑えるため、「筋刈り地拵え」もしくは「全刈り地拵え」の場合は刈り払った末木枝条を等高線に沿って筋状にまとめて配置する「筋置き地拵え」を行う
植え付けの方法	植栽木の配置は正方形植えを基本とするが、傾斜地では上下方向の水平距離が短くなるため、急傾斜地では上下方向の距離が長くなる矩形植えとする。 (1) 裸苗を植栽する場合 活着をよくするだけでなく、活着後の雑草木との競争に負けずに生育させるため、次のように丁寧に植栽する。 ①地被物を表土が出るまで取り除く。②植穴を中央より下側に掘り、掘った土で平らな台をつくる。③覆土を穴の上側から崩してかぶせる。④土を踏み固めて植えた後を平らにする。⑤土壌の乾燥を防ぐために苗木の周辺にリターを被せる。 (2) ポット苗を植栽する場合 ポットをつけたまま植栽する場合(ジフィーポット等)は、ポット内の土の高さと、植栽後の周辺の高さが同じになるか、ポットが埋まる程度までの深さで植栽する、ポットを外して植栽する場合(プラスチックポット等)は、根鉢を崩さないように注意して、根鉢の上面と植栽後の周辺の土の高さが同じようになるように植栽する。 その他、植栽木に対する獣害のおそれがある場合は、適宜、防護柵、ネット等の被害対策を実施する。 (3) コンテナ苗を植栽する場合 植栽深は、基本的に根鉢上面と地表が一致する深さとし、過湿地等では根鉢が少々地上に突き出るくらいにする。乾燥が懸念される場合は、植栽後の根鉢上面に軽く土をかける。 ※ポット苗、コンテナ苗については、厳冬期・乾燥期を除けば植栽の時期を選ばない。
植栽の時期	根が成長を開始し、芽がまだ開かない早春が最適である。遅くとも梅雨入り前までに 行うことが望ましい。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。また、

択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、トウヒ、クヌギ、コナラ、その他高木性広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、その他高木性広葉樹（イヌシデ・ブナ・ミズナラ・クリ・ケヤキ・ホオノキ・ヤマザクラ・カエデ）

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全対象樹種	10,000本/ha

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。天然更新の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、50cmとする。

天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き越こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈り出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図る。
芽かき	ぼう芽の優劣が明らかになる2～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立ての本数2～3本を目安としてぼう芽の整理を行う。
植え込み	地表処理、刈り出し等の更新補助作業を実施しても、伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合若しくはぼう芽更新のみでは伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合は、経営目標を勘案したうえで確実に更新が図られる樹種を選定して植え込みを行う。 なお、ぼう芽力は3代目くらいから低下するため、2回ぼう芽更新をした後は苗木植栽による更新を行うことが望ましい。

イ その他天然更新の方法

更新完了基準を次のとおり定め、現地確認により天然更新の完了の確認を行う。更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

天然更新完了の判断基準

第2の2の(1)で定める天然更新対象樹種の樹高が50cm以上で、立木度3以上(幼齢林分については第2の2の(2)で定める期待成立本数の10分の3以上)をもって更新完了とする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

周囲に種子を供給する母樹が存在しない等の理由により、天然更新が期待できず、植栽によって更新を図るべき森林を次のとおり指定する。

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林命令基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、第2の2の(2)に定める期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数とする。

5 その他必要な事項

スギについては、花粉の少ない品種が開発され、供給体制が徐々に整いつつあるので、今後人工植栽をする場合は、林業普及指導員に相談し、検討する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す事項に従って適切な時期及び方法により実施するものとする。

なお、間伐については、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することであり、材積に係る伐採率が35%以下で、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うこととする。

樹種	施業体系	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法(%,本)		
			初回	2回目	3回目	4回目以降	(間伐率(本数)) 間伐本数		
							初回	2回目	3回目
スギ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	14~18	19~26	27~32	長伐期施業	(20~30) 550~750	(25~30) 500~700	(25~30) 300~500
	中仕立て (省力化施業)	3,000	18~22	28~32	長伐期施業		(30~40) 800~1,000	(35~45) 600~800	
ヒノキ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	16~22	23~29	30~36		(15~25) 400~600	(25~30) 500~700	(25~30) 300~500
	中仕立て (省力化施業)	3,000	18~24	30~36	長伐期施業		(20~35) 600~800	(30~40) 500~700	
アカマツ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	4,000	16~20	21~26	27~32		(20~30) 700~900	(30~40) 600~800	(30~40) 300~500
カラマツ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	14~18	19~26	27~32		(25~35) 700~900	(25~35) 500~700	(30~40) 300~500
シラベ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	32~36	44~48	長伐期施業		(25~35) 600~800	(25~35) 400~600	
モミ その他 針葉樹	中仕立て (一般材生産)	3,000	36~40	56~60			(25~35) 500~700	(25~35) 300~500	

※ 長伐期施業：主伐林齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす施業

省力化施業：間伐等の回数を減らし、省力化を図った場合の施業

なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は次のとおりとする。

標準伐期齢未満(人工植栽に係るもので、樹種を問わない)	10年
標準伐期齢以上(人工植栽に係るもので、樹種を問わない)	15年

なお、目の詰まった優良材を生産目的とする場合は材木の生長に応じて弱度の定性間伐を繰り返すことが最良であるが、生産目標、搬出目標、搬出の可否等を考慮した上で、適宜、強度間伐、切り捨て間伐や列状間伐を取り入れるなどの施業の省力化・低コスト化を図る。

2 保育の種類別の標準的な方法

本表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、植栽木及び競合樹種

等の生育状況及び生産目標に即して効果的な時期、回数、作業方法を検討して実施することとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																
		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	20
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1											
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1											
	アカマツ	1	1	1	1	1												
	カラマツ	1	1	1	1	1												
	シバ [※] 他針葉樹	1	1	1	1	1												
つる切	スギ									1								
	ヒノキ										1							
	アカマツ							1										
	カラマツ							1										
除伐	スギ										1							
	ヒノキ											1						
	アカマツ										1							
	カラマツ										1							
	シバ [※] 他針葉樹																1	
枝打ち	スギ										1						1	
	ヒノキ										1							1

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈	目的樹種の高さが雑草木の丈の約1.5倍になるまで、毎年1回以上行う。 実施時期は6月～8月上旬を目安とする。	植栽後数年は状況に応じて年2回実施する。 また、植栽後5年以降は状況に応じて隔年とすることもできる。
つる切	下刈り終了後、林分が開鎖するまでの期間に、つる類の繁茂状況に応じて適時行う。 実施時期は6月～7月を目安とする。	クズの繁茂する箇所では、早期に処理することとする。
除伐	下刈り終了後から15年生までの間に、造林木の生育が阻害されている箇所及び阻害されるおそれのある箇所について1～2回行う。 実施時期は5月～6月を目安とする。	目的外樹種であっても、生育状況及び将来の利用価値を勘案して、有用な材木については生育を図ることとする。
枝打ち	根元直径が6cm程度の時期に開始し、2回目以降は下枝径が6cm程度に生長した時期に地際から4～6m程度まで3～4回実施する。 実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬を目安とする。	枝打ちは他の保育作業と違い林分成立には必要ないため、左記にとらわれず無節材生産や完満度の高い材の生産、林内光環境の改善、年輪幅の調整、病害虫予防等目的に応じて実施時期・回数を検討する。

3 その他必要な事項

(1) 間伐及び保育の基準

花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人口造林地の間伐に当たっては、雄花着花量の多い木材について優先的に実施することとする。

(2) 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数の目安

間伐の実施に当たっては、第3の1に示す方法を基準とすると共に、以下を参考とする。

樹種	仕立ての方法	収量比数 (Ry)	備考
スギ	中仕立て	0.8	左記の樹種以外についても、間伐を実施する必要がある場合は、収量比数0.8を基準とする。 初回間伐については収量比数0.7前後で実施することが望ましい。
ヒノキ			
アカマツ			
カラマツ			
シラベ他針葉樹			

収量比数 = (森林の立木の単位面積当たりの材積) / (樹種及び樹高を同じくする立木が達成し得る単位面積当たりの最大材積)

「参考」間伐を実施すべき森林の立木の収量比数に応じた立木の材積 (Ry = 0.8となる材積)

単位：材積m³/ha

樹高	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
8	150	173	115	93
9	176	197	132	108
10	203	220	150	124
11	232	244	168	139
12	261	268	187	156
13	295	292	206	173
14	323	317	225	190
15	355	341	244	207
16	388	366	264	225
17	421	391	284	243

(3) 間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等
該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における施業の方法について、地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系、森林経営管理制度における経営管理権及び経営管理実施権の設定見込み等を勘案し、次のとおりとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、以下の代期齢の下限に従った施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めるものとする。

地域	樹種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミシラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
本町 全域	年 50	年 55	年 50	年 50	年 60	年 80	年 40	年 25	年 60

(2) 土地に関する災害の防止、及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林
(山地災害防止／土壌保全機能維持増進林)
- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林 (快適環境形成機能維持増進森林)
- ③保健・文化機能の維持増進を図る森林
(保健文化機能維持増進森林／生物多様性保全機能維持増進森林)

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図る。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とするが、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

このため、以下の伐期齢の下限に従った施業及びその他の施業を推進すべき森林を、推進すべき施業の方法ごとに別表2に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミシラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
本町 全域	年 80	年 90	年 80	年 80	年 100	年 140	年 60	年 30	年 100

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

(2) 施業の方法

生産目標に応じた主伐の時期は、第1の2に示した主伐時期を目安とする。主伐の方法として皆伐を選択する場合は、伐採面積が20ha以下となるようにする。

また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成になるよう努めるものとする。

別表1

※県有林の植樹用貸地は民有林に含まれる
 ※民有林は地域森林計画対象森林のうち県有林を除いた森林

区分	森林の区域		面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 (a)	405, 407~418, 485, 486, 547, 548 林班 ただし、以下の小班を除外する (405い1~7, 9~21, ろ1~16, は2, 3, 5, に1, 4, 5, ほ1~3, へ1~10, と1~7, ち2~6, り2~7, ぬ1~4, る1~9, わ1, 2, 407い1, 3, 5~7, ろ2~6, は2, 4~11, に7, 9~12, 15~24, 26, 27, 30, 408い1, 2, 7~10, 12, へ2, 7, 8, 10, 12~18, 409い1~7, ろ1~12, は1~59, に1~38, ほ4, 5, 7~9, 12, へ1~9, 11, 12, と1~3, ち2~5, 8~11, ぬ1, 2, 410い1, 8, 9, ろ7, 8, 11, 411い1, ち1, 6, 8~13, 15~20, 412い1~12, 14~61, 64~86, 413い1~4, 10~12, 414ろ1, 415い1~34, 36~59, ろ3, 5, 7, は1, 2, に1, ほ3, 4, 7~11, へ1~5, 7, 10~14, と1, ち5, 7, り4~7, 9~14, ぬ1~5, る1, わ2, よ1~4, た1, 2, れ1, 2, そ1, つ1~6, 416い1, は1~6, 486い1~9, 12, 13, 16, 17, 20, 21, 24, ろ2, 3, 7, 8, は1~4)	2,839.04
	民有林 (a)	民有林1~15・19・22・25・30~32 林班	2,016.76
	小計		4,855.80
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 (b)	405, 407~418, 485, 486, 547, 548 林班 ただし、以下の小班を除外する (405い1~7, 9~21, ろ1~16, は2, 3, 5, に1, 4, 5, ほ1~3, へ1~10, と1~7, ち2~6, り2~7, ぬ1~4, る1~9, わ1, 2, 407い1, 3, 5~7, ろ2~6, は2, 4~11, に7, 9~12, 15~24, 26, 27, 30, 408い1, 2, 7~10, 12, へ2, 7, 8, 10, 12~18, 409い1~7, ろ1~12, は1~59, に1~38, ほ4, 5, 7~9, 12, へ1~9, 11, 12, と1~3, ち2~5, 8~11, ぬ1, 2, 410い1, 8, 9, ろ7, 8, 11, 411い1, ち1, 6, 8~13, 15~20, 412い1~12, 14~61, 64~86, 413い1~4, 10~12, 414ろ1, 415い1~34, 36~59, ろ3, 5, 7, は1, 2, に1, ほ3, 4, 7~11, へ1~5, 7, 10~14, と1, ち5, 7, り4~7, 9~14, ぬ1~5, る1, わ2, よ1~4, た1, 2, れ1, 2, そ1, つ1~6, 416い1, は1~6, 486い1~9, 12, 13, 16, 17, 20, 21, 24, ろ2, 3, 7, 8, は1~4)	2,839.04
	民有林 (b)	県行分収林 林班 (台帳番号) 2 (5022), 13 (1027), 14 (917), 32 (918, 1028, 1975)	19.00
	小計		2,858.04
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 (c)		
	民有林 (c)		
	小計		

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 (d)	405 イ 1, 408 は 1, 2, 409 ち 7, り 1~5, 7~9, 11, 12, ロ 1, ハ 1, 410 ヘ 4, 5, 411 は 6~8, に 9, 10, ヘ, 412 ニ 2, 413 に 2~5, ほ 1, 2, ヘ, 414 に 6, ほ 8, 9, ヘ 1, 2, 4, 6, ロ, 415 ろ 1, 2, 4, 416 ろ 1, 4~6, 8, ほ 10~12, 15, ヘ 1~6, ハ, ニ 1, ホ, ヘ 1, ト 1, チ 1, ヌ 1, 417 ろ 3, は 4~7, 418(全), 486 い 10, 11, 14, 15, 18, 19, 22, 23, 26	925.99	
	民有林 (d)	民有林 33 林班のうち 5607-268, -271, 1770-1, -3, -4, -6, -7, -9, -11, 1940-1, -3, -7, -9, 5604-5, -7, 5606-3, -5, -6, -7, -8, -9, -10, -11, -12, -17	65.68	
	小計		991.67	
	うち生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 (e)		
		民有林 (e)		
小計				
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 (f)	405~416, 486 林班	4,615.58	
	民有林 (f)	民有林 1~33 林班	3,054.95	
	小計		7,670.53	

別表2

区分		森林の区域		面積 (ha)	
伐期の延長を推進すべき森林	県有林	別表1：県有林(a)に示す区域全て		2,839.04	
	民有林	別表1：民有林(a)に示す区域全て		2,016.76	
	小計		4,855.80		
長伐期施業を推進すべき森林	県有林				
	民有林				
	小計				
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	県有林	別表1：県有林(b)及び(d)に示す区域全て	2,839.04	
		民有林	別表1：民有林(b)及び民有林(d)に示す区域全て	84.68	
		小計		2,923.72	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	県有林			
		民有林			
小計					
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	県有林				
	民有林				
	小計				

3 その他必要な事項
該当無し

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における個人森林所有者の所有森林の多くは3ha未満の小規模所有、かつ分散的である。また森林所有者の不在村化、世代交代の進行等により、森林施業に無関心な森林所有者が増加し、境界のわからない森林も急速に増加していることから、このままでは、森林の有する公益的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される。

これらの森林においては、適切な森林施業を確保していく観点から、集落単位で、森林所有者、集落リーダー、森林組合等職員、県林業普及指導員、フォレストアスター、及び市職員等が参加する会合を開催する。この中で、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図り、意欲と能力のある林業経営体等が森林所有者から委託を受けて、集約化を促進するものとする。

また、森林施業の集約化を進め、林業経営の合理化、効率化のため、森林経営計画を作成するものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供や助言、斡旋などを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合、林業事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林情報の収集、関係者による情報の共有に努めるとともに、森林経営計画の作成などを通じて計画的な施業の実施につなげる。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者等と委託者である森林所有者等が森林経営受委託契約を締結することとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内（5年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権と立木の処分権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、林産物の販売に係る収支と森林整備に要する支出の関係の明確化するための条項を適切に設定することに留意する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することが出来ない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成にあたっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法と

の整合性に留意する。

- (3) 市町村森林経営管理事業を実施する場合にあつては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項第3及び第4に適する施業を行う。

5 その他必要な事項

該当無し

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林組合や林業事業体に施業を委託せず、複数の森林所有者等が自ら施業の共同化により効率的な森林施業に取り組む場合、森林法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定を締結することで、共同して実施する施業及びその分担割合、森林作業道や土場等共同利用する施設の設置及び維持管理の方法等の共同化に関する事項が協定期間中担保されるため、積極的に協定の締結を促進するものとする。これにあたっては、集落単位で森林所有者等、集落リーダー、森林組合等職員、県林業普及指導員、フォレスター及び市職員等が参加する会合を開催し、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化にあたっては、間伐等の施業や作業路網の維持運営等について重点的に行うこととする。

また、施業の共同化を進めるためには、森林施業に消極的な森林所有者に対して、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、その地区集会を利用し森林施業の重要性を認識させるとともに林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

①共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にするものとする。

②共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にする。

③共同施業実施者の一が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置を明確にするものとする。

4 その他必要な事項

該当無し

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次のとおりと

する。なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所について適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系 作業システム	15 以上	0 以上	15 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 以上	0 以上	5 以上

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムは、表 1 及び表 2 を参考例として、現地の状況や経営形態等を勘案して選択するものとする。

表 1 低コスト作業システムの分類例

①	ハーベスタ+ (グラップル) +フォワーダ	車両系
②	チェーンソー+グラップル木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
③	チェーンソー+グラップル (ウィンチ) 木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
④	チェーンソー+ (グラップル) +スキッド+プロセッサ	
⑤	チェーンソー+プロセッサ+フォワーダ	
⑥	チェーンソー+スイングヤード+プロセッサ+ (フォワーダ)	架線系
⑦	チェーンソー+タワーヤード+プロセッサ+ (フォワーダ)	

表 2 低コスト作業システム選択表

地形	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密	①	車両系
		②	
	中	③	
		④	
中	密	⑤	車両系
		②	
	中	③	架線系
		⑥	
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線系
	疎	⑦	

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

さらに、本計画の期間内に作業路網等整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり定める。

路網整備等 推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定 延長(m)	対図 番号	備考
富士大石 415林班	892.84	富士大石1号支線	700	1	
滝沢 411林班 413林班 414林班	292.70 191.61 194.43	滝沢1号支線	1,300	2	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本とした山梨県林業専用道作設指針に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画については、別表のとおりとする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

富士吉田市が作設した基幹路網については富士吉田市を管理者とし、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

木材の効率的かつ継続的な搬出には、森林作業道の整備が不可欠である。今後、高性能林業機械の導入を図り、より効率的な施業を行うため、これまで以上に森林作業道の整備に取り組む必要がある。開設にあたっては、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）及び山梨県森林作業道作設指針に基づき、現場の状況に応じて、できるだけ簡易であり長持ちする（維持修繕コストがかからない）構造とする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

山梨県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適性に管理することとする。

4 その他必要な事項 該当なし

基幹路網の開設・拡張に関する計画について（別表）

単位延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m) 及び箇所数	利用区域面積 (ha)	前半5カ年の 計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	富士吉田市	滝沢1号支線	1.3	38	○	1	
計				1	1.3				
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	滝沢線	1.0	2,484	○		
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	富士山中線	1.0	1,201			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	富士線	0.5	1,912			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	西川新倉線	1.0	1,550			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	富士大石線	1.5	387			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	細尾野線	1.0	159			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	小富士線	1.5	212			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	鷹丸尾線	1.0	582			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	俣下線	1.0	215			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	明見忍野線	0.5	169	○		
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	大明見線	0.8	287			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	明見線	0.5	165			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	富士見台線	0.5	145			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	小明見線	0.5	130			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	白糸線	1.0	120			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士吉田市	不動湯線	0.5	35			
拡張(改良)	自動車道	林業専用道	富士吉田市	富士大石1号支線	0.7	84	○		
拡張(改良)	自動車道	林業専用道	富士吉田市	滝沢1号支線	1.3	38	○		
計				18	15.8				
拡張(舗装)	自動車道	林道	富士吉田市	鷹丸尾	2.0	582			
拡張(舗装)	自動車道	林道	富士吉田市	俣下	1.0	215			

拡張（舗装）	自動車道	林道	富士吉田市	小富士	1.5	212			
拡張（舗装）	自動車道	林道	富士吉田市	細尾野	0.8	159			
計				4	5.3				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

現在、林業後継者が不足し林業労働者の高齢化が急速に進行している。このような状況の中、若年林業技術者を育成するために、労働環境の向上を図る。

具体的には、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、意欲と能力のある林業事業者等による森林経営の集約化、並びに、農業等との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、林業専用道、森林作業道等の路網整備や高性能林業機械の導入による生産コストの低減及び労働強度の低減を図る。

また、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班の編成を見直すことで体質改善を図り、組合員と密着した協同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び労働班の雇用の通年化と近代化に努める。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

①林業労働者の育成

林業労働者の育成については、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせること、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を保障することが重要である。そのため林業労働者の社会保険等への加入の促進、通年雇用や月給制の導入、就労施設の整備など労働条件の改善及び雇用の安定化に努めることとする。

また、各種研修を実施して、新規就労者の技術向上をフォローする体制を整備するものとする。

②林業後継者の育成

農業を含む農林業後継者は労働加重による労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では大きく増加することは期待できない。このため、林業の担い手として森林組合への期待が大きくなっており、森林組合の体質を改善し、協同組合としての機能を十分発揮できるように育成強化に努めることとする。

また、県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について市として検討することとし、林業経営の魅力を高めるようにする。

さらに、各種林業補助施策の導入について検討し、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、特用林産物の開発に努めることとする。

(3) 林業事業者の体質強化方策

本市の林業の担い手である富士北麓森林組合においては、森林所有者と施業の長期受委託契約による事業量の確保、また経営の多角化による事業の拡大を図ることによる就労の安定化、近代化を図る。

また、労務班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、広域就労の推進等による雇用の通年化に努め、併せて林業者の定住化を促進するものとする。

さらに、林業技術等の啓発、普及および後継者の育成に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本市の人工林は5～12齢級が大半であり、今後、主伐及び伐期の長期化に伴う高齢級間伐の推進が緊急の課題となっている。しかし、林家の経営は零細で、さらに林業就労者の減少及び高齢化が進行している。

このような状況の中で、労働生産性及び安全性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには、林業の機械化を促進することが必要であり、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を次に示す。

ただし、高性能林業機械は高価であるので、導入に当たっては、経営状況、今後の路網の整備計画及び機械の能力を十分に発揮することができるだけの事業量の確保の可否等を十分に検討すること。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

小規模で作業地が分散している現状や、林内路網密度等を勘案すれば、チェーンソー伐倒造材とタワーヤード集材等を組み合わせた作業地分散・中距離集材型の林業機械作業システムが適当であると考えられる。また、将来的には、林業事業者の活動状況等を踏まえ、緩傾斜地などについては、高性

能林業機械の導入が望ましい。

作業の種類		現状	将来	
伐倒 造材 集材	〔急傾斜地〕 市北部	全木集材	チェーンソー+小型集材機+プロセッサ	チェーンソー+タワーヤーダ (スイングヤーダ) +プロセッサ
		全幹集材	チェーンソー+小型集材機+プロセッサ	チェーンソー+タワーヤーダ (スイングヤーダ) +プロセッサ
		短幹集材	チェーンソー+ウインチ付グラップル+フ ォワード	チェーンソー+ウインチ付グラップル+フ ォワード
	〔緩傾斜地〕 市南部	全木集材	チェーンソー+ウインチ付グラップル+チ ェーンソー+ (フォワード)	チェーンソー+ウインチ付グラップル+プロセ ッサ+ (フォワード)
		全幹集材	チェーンソー+ウインチ付グラップル+チ ェーンソー+ (フォワード)	チェーンソー+ウインチ付グラップル+プロセ ッサ+ (フォワード)
		短幹集材	チェーンソー+グラップル+フォワード	ハーベスタ+ (グラップル) +フォワード
造林 保育	地拵、下刈	チェーンソー、刈払機、グラップル	チェーンソー、刈払機、グラップル、自走式刈払 機	
	枝打ち	人力	人力	

(3) 林業機械化の促進方策

- ① 施業地の団地化を図り、施業の共同化及び受委託契約による施業の集約化により、事業量を確保する。
- ② 高性能林業機械をはじめとする車両系機械の導入を前提とした作業道・作業路の整備を図る。
- ③ 高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修会等への積極的な参加を促進し、機械の能力を最大限活用できるようオペレーターの質的向上を図る。
- ④ 森林総合研究所の林業普及指導員、フォレスター等と相談して、現地に最適な機械の組み合わせを検討する。
- ⑤ 高性能林業機械の購入が難しい場合は、リース機の活用も検討する。
- ⑥ 場合によっては他の森林組合及び事業者と共同による機械の購入を検討する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市の素材の生産流通・加工体制は、近年森林資源が充実しているにも関わらず、森業採算性の悪化により伐り控えが生じたため原木供給量が安定しなかったことから整備が進んでいない。今後は間伐等の計画的な実行を図り、間伐材の有効利用を目指す中で、適切な施設整備を検討していく。

○ 林産物の生産 (特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現況 (参考)			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
道の駅富士吉田	新屋中ザス	0.095ha	△				

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域 (以下「鳥獣害防止森林区域」という。)の対象とする鳥獣 (以下「対象鳥獣」という。)は、ニホンジカとする。

鳥獣害防止森林区域の対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれらの被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれのある森林であって、人工林を基本とし、別表3のとおりとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を

地域の実情に応じて、単独又は組み合わせて推進するものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施。

これらの被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進するものとする。また、アに掲げる防護柵は倒木等により破損した場合には適宜修繕し、被害防止効果が継続して発揮されるよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

別表 3

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積 (h a)
ニホンジカ	県有林	409, 412, 415～418, 486, 547, 548林班	4,619.69
	民有林	13, 15～19, 22～25, 27～32林班	

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認については、必要に応じて現地調査によるほか、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行うとともに、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合は、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

また、必要に応じて現地調査によるほか、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により野生鳥獣の行動把握、被害状況把握等を実施することとする。

第2 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止、巡視による早期発見及び早期駆除等に努める。

松枯れ被害対策については、森林病虫害等防除法に基づいて被害の発見や防除に努める。具体的には、高度公益機能森林及び富士吉田市松くい虫被害対策地区実施計画に定める地区保全森林といった保全すべき松林については樹幹注入や伐倒駆除を実施する。地区被害拡大防止森林については松枯れ被害を受けないヒノキ等に樹種転換を図ることとする。

高冷地である本市においても、近年の地球温暖化等の影響もあり、比較的標高の低い北部地域が松枯れの先端被害地と化している。そのため、当該地域周辺については被害が広がらないように伐倒駆除及び樹幹注入等の適切な対策を実施している。また、パインズパーク、歴史民俗博物館及び白糸の滝等の施設周辺では予防薬剤による樹幹注入を行い、貴重なアカマツ林を保存するため、防除事業に努めている。

また、ナラ枯れについては、県内では未だ発生への報告はないが、被害を早期発見できるように、特に被害の発見しやすい梅雨明けから9月頃にかけて巡視活動を行うなど、被害調査の強化に努める。

なお、森林病虫害等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、森林所有者の理解を得ながら、伐採の促進に関する指導を行うこととする。

(2) その他

森林病虫害等による被害発生以来鋭意防除を実施してきたが、今後も引き続き予防並びに伐倒

駆除による防除に努め、被害の拡大防止を図っていくこととする。また、被害の未然防止や早期発見等のため、国有林、県、森林組合及び森林所有者等、関係機関との情報の共有など、連携に努めることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1（1）において定める対象鳥獣以外による被害区域にあつては忌避剤塗布、防護柵設置等の予防措置を行うとともに、必要に応じて個体数調整を実施する。さらに区域によっては、天然力を活用した森林施業を積極的に導入することとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、3月～5月の山火事の発生し易い時期を中心に山火事防止パトロールを実施し、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等を行い未然防止に努めることとする。また、山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道や保護標識板の整備を行い、山火事が発生した場合に大火災となるおそれのある箇所については防火樹帯、防火線の整備を図る。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、森林法、富士吉田市火入れに関する条例等、関係法令を遵守する。

5 その他必要な事項

（1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備考
1,2,3,4,5,6,7,10,11,12,13,14,30,31,32 林班	松くい虫の被害を受けており、周辺松林への被害の拡大を防止する。	

※なお、病虫害のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当無し

2 保健機能森林の区域内における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当無し

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

（1）森林保健施設の整備

該当無し

（2）立木の期待平均樹高

該当無し

4 その他必要な事項

該当無し

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

（1）路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことが出来る認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
上暮地・下吉田・新倉地区	県有林 547・548	113.29
	民有林 12・13・14・30・31・32	809.11
小明見・大明見	県有林 484・485	26.77
	民有林 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11	969.77
上吉田・新屋	県有林 486	208.36
	民有林 15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・33	1276.07
富士北麓（県有林）	県有林 405・406・407・408・409・410・411・412・413・414・415・416・417・418	5098.52

※ 民有林は地域森林計画対象森林のうち県有林以外の森林であり、植樹用貸地は民有林に含まれる。
 なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施策を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) その他

森林経営計画の策定に際しては次に掲げる事項について適切に計画すること。

- ①Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、主伐後の植栽
- ②Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④Ⅲの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当無し

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域の活性化を図るための基盤となる生活環境施設を整備し、市民の憩いの場、レクリエーションの場として活用を図る。

施設の種類	位置	規模
新倉山浅間公園	新倉地区 1 2 林班	4.3ha 遊歩道、東屋、トイレ
富士散策公園	上吉田地区 3 3 林班	7.5ha 芝生広場、遊歩道、東屋

4 森林の総合利用の推進に関する事項

上吉田地区の土丸尾・桧丸尾地域は本市の近郊林であり、自然公園法における特別地域に指定されているなど、生活環境保全機能、保健文化機能の高い森林である。近年、道の駅富士吉田、富士山レーダードーム館及び富士散策公園が周辺に整備されている。今後、憩いや学びの場としての活用を推進するため、育成複層林施業を検討し、より公益的機能の高い森林へと誘導していくこととする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

上吉田地区の「富士の森」を体験実習や森林学習の場所として、継続して活用していくものとする。また、上暮地地区の景勝地「白糸の滝」周辺林や「天神山」の森については、地元団体や緑の少年隊が森林ボランティアとともに植樹や森林整備に参加しており、同じく緑の少年・少女隊においても意欲的に植樹や体験実習を行っていることから、本市においてもこれらの団体に対し積極的な支援を行っていく。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

市内を流れる相模川（桂川）は山中湖を発して、本市をはじめとする県内各市町村や神奈川県の高層な水源となっている。このことから上下流地域間の連携を図り、本市の水源かん養保安林をはじめとする森林の適正な保育を実施することにより、流域の環境保全に貢献できるよう努めていく。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していく。

7 その他必要な事項

(1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 保安林の施業方法

森林法第 33 条の規定により定めた指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第 34 条により知事の許可（森林法第 34 条の 2 第 1 項に規定する択伐の場合または同法第 34 条の 3 第 1 項に規定する間伐の場合にあつては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出）が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているが、その主なものは次のとおりである。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水源かん養保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。 但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては択伐とする。（その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐とする。）</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は20ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

土砂流出防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。 また、地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
水害防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	
保健保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものについては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

注) 1) 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であること。
2) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。
※択伐率
(1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。
(2) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわ

らず、同項本文の規定により算出された率または〈附録式〉により算出された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が10分の4を超えるときは、10分の4とする。

〈附録式〉

$$\frac{V_o - V_s \times (7/10)}{V_o}$$

V_o : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

4 植栽本数は、おおむね1ha当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000本を超えるときは、3,000本とする。

$$\text{基準となる植栽本数} = 3,000 \times (5/V)^{2/3}$$

V : 当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ha当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようになる。

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

5 標準伐期齢は市町村森林整備計画で定める標準伐期齢による。

イ 保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。

但し、森林法第44条で定められた場合を除く。

ウ 自然公園内の施業方法

① 国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第20条第3項及び第21条第3項により国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては知事の許可が必要である。

特別地域区分	森 林 施 業 方 法
特 別 地 域 保 護 地 区	禁伐とする。 但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、または測量のため行われるものは、この限りでない。
第 一 種 特 別 地 域	1) 第一種特別地域の森林は、禁伐とする。 但し、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 3) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。

<p>第 二 種 特 別 地 域</p>	<p>1) 第二種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。 但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</p> <p>5) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>① 一伐区の面積は2ha以内とする。 但し、疎密度が10分の3より多く保残木を残す場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>② 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならないものとする。</p>
<p>第 三 種 特 別 地 域</p>	<p>第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>

② 県立自然公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、山梨県立自然公園条例第 20 条第 4 項の規定により知事の許可が必要である。森林施業の方法は、国立・国定公園区域に準じて実施するものとする。

エ 砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第 4 条及び山梨県砂防指定地管理条例第 2 条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第 2 条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。

なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐 採 の 方 法	<p>保安性の確保を基本方針として、治水上砂防のため立木竹の伐採は原則として択伐とする。</p> <p>但し、地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を指定しない。</p> <p>a. 択伐法による場合 溪流に沿った両岸20m幅以内の区域及び溪流両岸付近の伐採により崩壊のおそれのある地域とする。</p> <p>b. 皆伐法による場合 前項以外の地域については、一箇所の皆伐面積が10haを超えない範囲で伐採することができるものとする。</p> <p>但し、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定しないものとする。</p>
伐 採 の 限 度 及 び 更 新 方 法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

オ 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条により知事の許可が必要である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険

区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

カ 史跡名勝天然記念物に指定された区域の施業方法

史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為については、文化財保護法第 125 条並びに山梨県文化財保護条例第 35 条により文化庁長官または県教育委員会の許可が必要である。

キ 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹または特別母樹林は原則として禁伐である。

但し、林業種苗法第 7 条第 1 項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

ク 風致地区に指定された森林の施業方法

風致地区内において立木竹の伐採等を行う場合には、山梨県風致地区条例第 2 条第 1 項により知事の許可が必要である。

なお、同条例第 4 条により、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないものについて、許可するものとする。

- ①建築物、その他の工作物の新築、改築、増築または移転及び宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更を行う為に必要な最小限度の伐採。
- ②森林の択伐。
- ③伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（あらかじめ風致の維持に必要な地区として、知事が指定した箇所を除く。）で、伐採区域の面積が 1 ha 以下のもの。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導

森林施業の円滑な実行確保を図るため、市林務担当、県富士・東部林務環境事務所、県森林総合研究所、森林組合との連携を密にして、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(3) 市有林の整備について

本市では、市内下吉田・新倉・上吉田・新屋に市有林 265 ha を有している。

この市有林の管理にあたっては、保安林指定地における水源かん養機能及び山地災害防止機能の確保及び向上を図るため、適切な施業を実施していく。また、上吉田地域における市有林については、市民の憩いの森としての活用も視野に入れ、作業路の整備を行うことにより適切な保育を実施し、機能の維持増進に努める。

(4) 企業との連携

本市上吉田地区 18 林班では、本市とキューピー株式会社、NPO 法人富士に学ぶ会、富士北麓森林組合が協定を締結し、「キューピーの森」として企業・NPO 法人・森林組合が協力して森林の整備・保全を図った。現在上吉田・下吉田地区にて森林整備を進めており、今後も企業の協力のもとに森林整備を進めるとともに、都市の住民に対して森林整備の重要性について普及・啓発を図っていく。なお、平成 24 年度には、18 林班での森林整備が終了し、平成 25 年度に新倉地区 13 林班において引き続き協定を更新し、森林整備を行っている。

(5) その他必要な事項

気象害の防止

寒間伐等による被害については、被害を受け易い箇所に保護樹帯を適切に配置するほか、植栽樹種及び保育の方法に細心の注意を払い、被害の予防に努めることとする。

国有林との連携

効率的な路網整備や森林整備を推進するため、国有林に隣接する民有林においては民国連携による共同施業の実施に向けた検討を進めるものとする。

